

AMDA 社会開発機構は 2013 年 12 月 24 日付けで認定 NPO 法人¹になりました。

- (1) 個人の方からの寄付金及び一般賛助会員(個人)の会費
- (2) 法人からの寄付金及び一般賛助会員(団体)の会費
- (3) 相続人等からの相続財産等のご寄付

について一定の条件で税制優遇措置が受けられます。

【個人の方の場合】

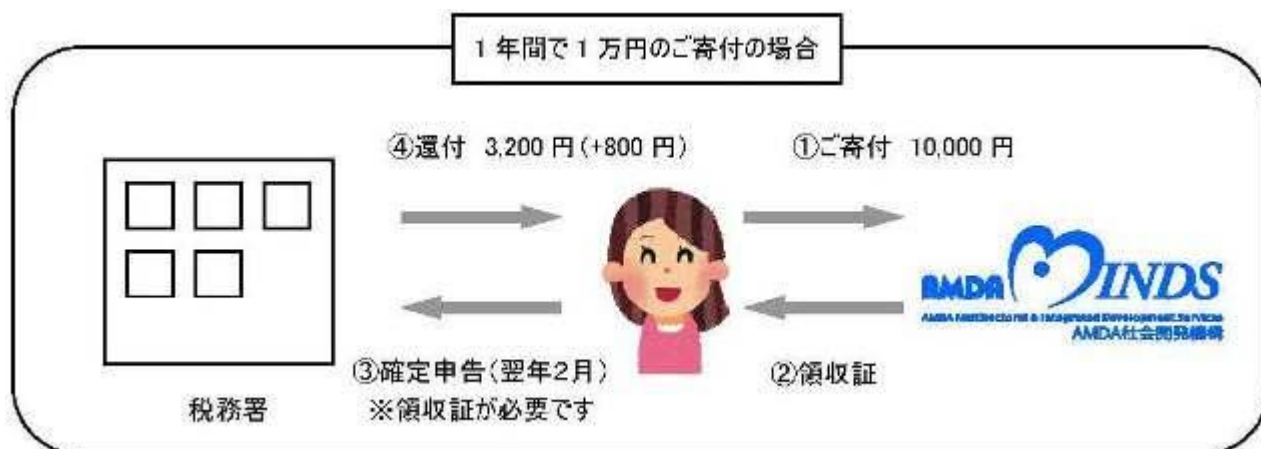
- a. 税額控除
- b. 所得控除

の2種類があります。ご自身に有利な方を選択することができますが、いずれも確定申告をする必要があります。

- a. 税額控除の計算式 : $(\text{寄付金} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%$

一般賛助会員会費にあてはめると・・・ $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 3,200 \text{ 円}$ が還付！

お住まいの自治体によってはさらに・・・ $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 800 \text{ 円}$ が還付される場合があるので、住民票の置いてある自治体の税務担当課にお問い合わせください。



- b. 所得控除の計算式

その年の特定寄付金の合計額－2,000 円＝寄付金控除額 をその年の総所得金額等から控除(その年の総所得金額の 40%を限度とします。)

1 年間に 1 万円のご寄付の場合

$10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 8,000 \text{ 円}$ が所得から控除されます。

¹ 認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁(私たちの場合岡山市)の認定を受けた NPO 法人をいいます。

【法人によるご寄付の場合】

認定 NPO 法人 AMDA 社会開発機構へのご寄付は、一般の寄付金の損金算入限度額に加えて、別枠で損金算入することができます。

一般の寄付金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

+

認定 NPO 法人等への寄付金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

【相続人等による相続財産等のご寄付の場合】

寄付額が相続税の課税の対象から除外されます。